

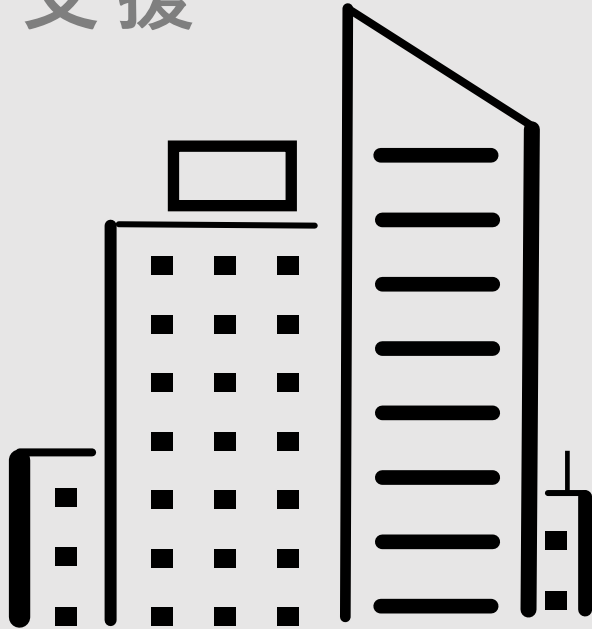
らくなん進都

営農が困難な農地の

産業用地

への土地利用転換

を支援



受付期間

2024年**10**月**21**日



2027年**3**月**31**日

土地の売買

売却価格の**10** %

上限**3,000**万円

土地の貸付

固定資産税、
都市計画税相当額

上限**400**万円/年
を**5**年間

1 奨励金概要

- ・ らくなん進都内の産業集積を促進するため、営農が困難な農地の産業用地への土地利用転換に対して、奨励金を交付する事業です。

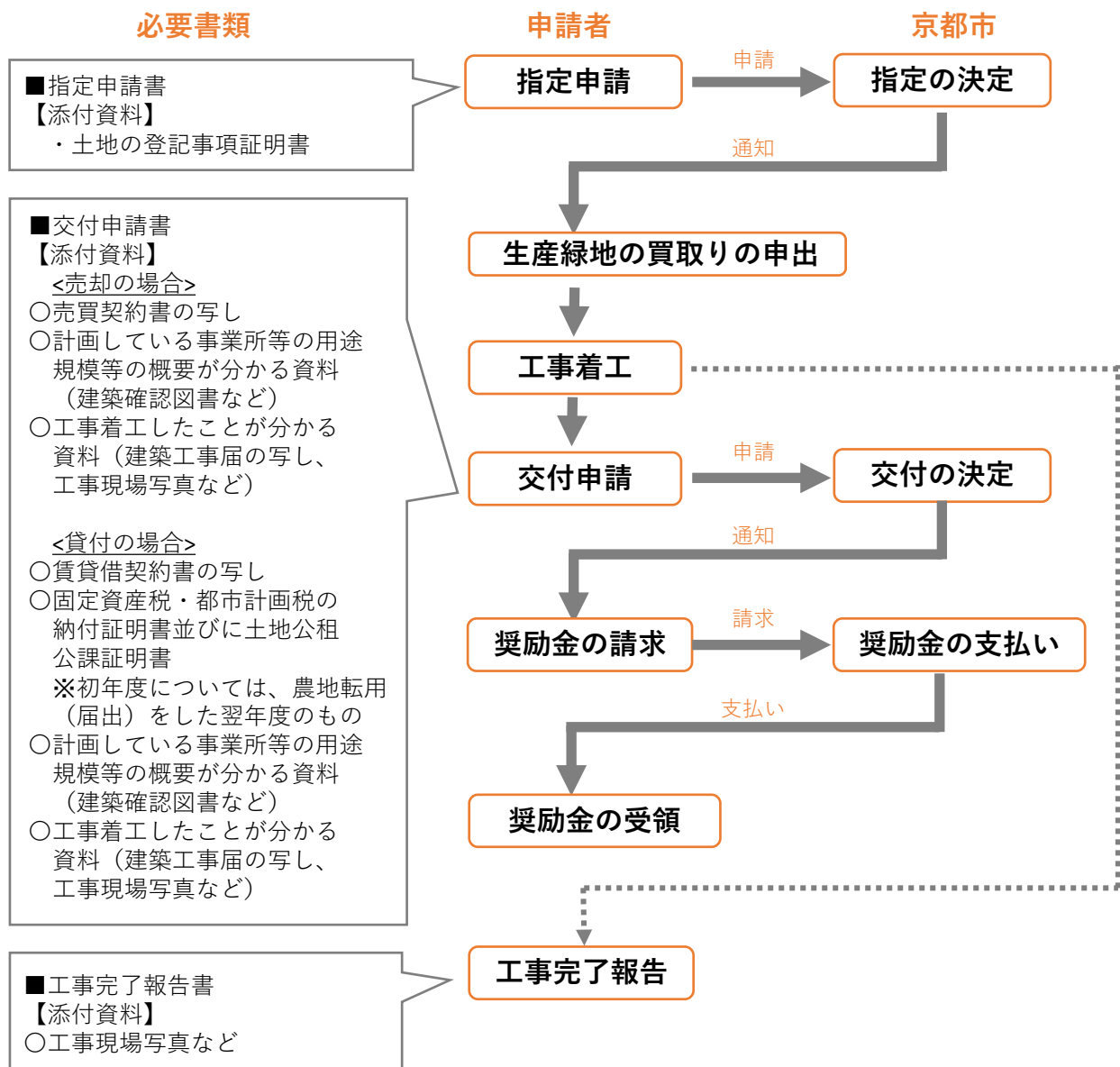
【奨励金の金額】

- 土地の売却：売却価格の10%（上限3,000万円）
- 土地の貸付：固定資産税、都市計画税相当額（上限400万円／年）を5年間

2 対象

- ・ らくなん進都内の生産緑地地区のうち、営農が困難となっている土地について、産業用地（事務所・研究施設・工場）に土地利用転換をするものが対象となります。
- ・ 指定の決定から5年以内に工事に着手したものが対象となります。

3 申請手続きフロー



4 対象区域（らくなん進都）図



※区域の内外の判断に困る場合は、お問合わせください。

5 注意事項

- ・ 指定の決定の前にすでに生産緑地法第10条に基づく生産緑地の買取りの申出を行っているものについては、奨励金の対象とはなりません。
- ・ 工事完了後、本市による現地調査の結果等により、産業用地としての利用に疑義が生じた場合には、奨励金の返還を求める可能性がございます。

申請等の様式や要綱は、下記のホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000333204.html>

二次元コードの読み取りはこちら→



事業の趣旨

らくなん進都に産業用地を創出したい

らくなん進都は、新しい京都の活力を支える地区として、ものづくり企業の本社や研究開発機能の更なる集積等の取組を推進しているエリアです。エリア内には半導体や電子機器の製造など日本を代表する企業が集積しております。新たに進出を希望する企業もありますが、まとまった土地がなく結果として進出に至らないという課題があります。

京都市では、これまでから都市計画規制を大幅に緩和することなどで企業集積が図れるよう取組を支援しています。

営農が困難な農地を活用したい

都市における農地は、農業生産であることはもとより、生活環境を保全する場として、都市に必要不可欠なものです。一方で、さまざまな事情で営農の継続が困難な農地も課題の一つであります。

らくなん進都にある営農が困難な農地が放置されることなく産業用地として転換が図れるよう本事業を制度化しました。

申請の受付・お問合せ先

京都市都市計画局 まち再生・創造推進室（らくなん進都担当）
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488
TEL：（075）222-3503 FAX：（075）222-3478



発行：令和6年10月/都市計画局 まち再生・創造推進室
京都市印刷物第064668号